

関釜裁判ニュース

1994. 6. 25 2004

第 6 号

釜山「従軍慰安婦」女子
勤労挺身隊、公式謝罪等
請求事件戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子・入江清弘

郵便振替 福岡4-47678
(関釜裁判を支援する会)

関釜裁判とは、一九九二年十二月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の国会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求めて、国を相手に提起した裁判である。

第四回口頭弁論報告

梁さん力強い訴え

柳沢静子

と述べていたのが、印象的だった。

意見陳述後、裁判長は、国からの意見書について原告側の意見を求めた。李弁護士が、「原告たちは高齢で病気がちの上、半世紀以上もまえのことで記憶も曖昧になっってしまうし、国の公文書等の調査を待っているのは本人尋問がいつになるかわからない

五月晴れの五月一六日、第四回口頭弁論が行われた。第三次原告の梁錦徳さんと付き添いで陳述の通訳もされる李金珠さん含めて一五名が福岡から三台の車に分乗して、傍聴に参加した。梁さんは、名古屋の三菱重工に勤労挺身隊として連行された人だが、意見陳述を控え、心なしか緊張気味で車中でも終始無口だった。傍聴席は、四八名満席で遠路傍聴にこられたのに法廷に入れない人が五名もでてしまった。

今回から裁判長が変わり、まず三つの裁判を併合する事を決め、被告から

①三次提訴にたいする答弁書「棄却を求め

②準備書面(二)「訴状に対する法的反論」
③原告側の証拠調べ(原告の本人尋問)の申請に対しての意見書「双方の法律上又は事実上の争点が明確になっていないので、本人尋問は早すぎる」
の三つの書面が提出されていることが確認された。裁判長席にもマイクが備えてあったが、相変わらずボソボソと小声でとても聞き取りにくい。

梁さんの意見陳述は、それに比べしつかりとした口調で迫力があり「日本人を全部殺したとしても恨が溶けることはないと思う」とその想いを述べ、後の報告集会では、「言いたい事がいえて、恨が少しとけた」



梁錦徳(マン・クドク)さん

ので、まず事実・証拠を法廷にだしていき
たい」とキツパリと本人尋問に入ってほし
い意向を伝えた。それを受けて、三人の裁
判官が合議に入ったが、意見対立があった
ようで、暫く時間がかった。

合議後、「本人尋問については、次回は
相当ではない」とし、その理由を

①被告が原告の法的根拠に対する反論を完
了していない

②個別事情についても認否していない

③原告側の法的根拠について具体化してほ
しい

とした。一瞬、傍聴席で「エッ」という
声が上がリ、「引き延ばしじゃないか」と
いう思いがみんなの胸をよぎった。即、山
崎弁護士が、「提訴後、一年以上も経てい
るので、法的反論については、国側が早急
にすべきで、その期日を決めてほしい」と
迫った。

被告国代理人は、原告の主張四点（訴状
参照）に対して①②については、今回の準
備書面（二）で主張しており、③は次回六
月二〇日に、④は次々回に主張すると述べ
た。

裁判長が、「まだ、本人尋問を採用する

かどうか決めていないが、お互いに法的根
拠、反論の準備をし、九月五日にどうか」
と提案し、その方向でいくことを確認し、
およそ一時間の裁判は終了した。

その直後、梁さんが、「裁判長様、どう
ぞ、私たちが死ぬ前に、お願いします」と
血を吐くような想いで話しかけると、彼は、
「後は、法律上の手続きに則ってやります。

ご希望は、わかりました。」と答えた。一
般の裁判と同様に扱わず、判例や現行法の
みにとらわれないで、裁判官自身のアジア

諸国に対する戦後補償意識に根ざした新し
い視点で、この裁判を指揮してほしいと願
わずにはいられないし、そのための世論形
成の一端を、私たちは担わなければならない
いと痛感した。

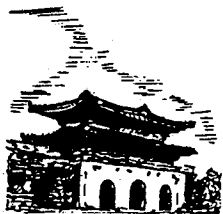
報告集会は、傍聴席に入りきれなかった
人達のためにも裁判所前広場で行う必要
があり、裁判所職員妨害にもめげず、松
岡代表、梁原告、李弁護士と次々に発言し

た。また、場所を大韓キリスト教会館に移
し裁判の詳細についての説明を山本弁護士
からも聞いた。「法的争いよりも、事実を
明らかにする事、原告の体験を出発点にす
る事を主張し、そしてその事実をどうにか

するための法的根拠を何とか見付けようと
している」弁護士たちの奮闘に、裁判官が
理解を示し、少しでも共感してくれたらと
念じつつ、美しい夕焼けを見ながら帰途に
ついた。



裁判所前広場での報告集会



原告滞在記

今回の来日は、原告の梁錦徳さんと、付添で通訳の光州遺族会・会長の李金珠さんのお二人だけだったので、ゆっくりお話を聞くことができました。

梁さんは両班（ヤンバン）の家柄に生まれるながら、挺身隊に行っていたというだけで、両班の人とは結婚できず、近くでは話しがまとまらず、遠くの人にお金を出して嫁にしてみたらと涙ながらに話されました。心労からお父さんは翌年亡くなられたそうです。慈しみ、育てた利発な娘の結婚をそのように準備せねばならなかったご両親の悲しみと屈辱感は想像を絶します。

結婚してからも苦勞が絶えず、九人の子供を産み、三人を亡くし、末子が乳飲み子なのに夫も亡くし、食べていく為に葬式のお供え物まで貰いながら飢えをしのいだとのこと。「お母さんの家柄はそんなにいいのに、どうして僕達は上の学校にも行けないの？」と、子供たちに言われるのが一番辛かったとも。

韓国では挺身隊に行っていたというだけで「汚れ者」として扱われ、いわゆる「まともな」結婚は出来なかったと言われます。殆ど知られることのなかった韓国における元女子勤勞挺身隊の人達の戦後の苦勞を聞くと、元「従軍慰安婦」の人達の名譽回



梁さん、李さんを囲んで（花房宅にて）

復と共に、彼女らの名譽回復も切に望まれます。「日本の戦後責任」という言葉がずしりと重みを持ってきます。と同時に、話を聞きながら、彼女らのたくましさや胸が熱くなりました。韓国の戦後の復興を支えたのは、このハルモニ達なんだと実感しました。実に頼もしく、優しいのです。

翌朝五時過ぎから、何か声がすると思っていたら、意見陳述の練習をしていたという事です。特に、どこで話を区切って、訳すのかの打合せをしていたとのこと。出発ギリギリまでの点検。意見陳述にかけるお二人の気迫が伝わってきました。

（花房恵美子）

急報

第5回口頭弁論 報告

94・6・20



「10分で終わるだろう」という大方の予想を裏切り1時間以上かかった裁判だったが、今回は書面のやりとりで終始した。また、被告国からは、予定どおり「立法の不作為による国家賠償請求」に対する反論（準備書面三）がだされた。

こちらからは、「請求についての釈明」と国が曲解をしている「道義的国家たるべき義務に基づく責任」についての説明（第一準備書面）を出した。また、永野前法相の「従軍慰安婦」問題についての「当時の公娼であった」発言を「公権力の行使」とし国家賠償法に基づく損害賠償を求めた訴えの追加申立書を提出した。

次回本人尋問について、3者の協議が別室で40分に亘り行われようやく9月5日、11月28日と決定した。

今回は、原告が来日しない事もあって傍聴は少ないだろうと思っていたが、北九州下関から多くの仲間がきてくれてほぼ傍聴席を埋めた。下関バプテスト教会での報告集会では、例により山本弁護士とのやりやすすくユーモアたっぷりの裁判のやりとりの説明、資料収集についての協力依頼があった。また、松岡代表からは5月から6月にかけたの東京での被・対・協や韓国・遺族会の闘い（詳細は10頁参照）についての報告と世論喚起のための講演会、街頭行動等の提起がなされた。

（柳沢記）



三次原告 梁 錦徳さん 意見陳述

ヤン クムドク



私は韓国光州市 に住む梁錦徳です。

五十年前の幼い日に日本で受けた一年五ヶ月の苦痛を、たった数分間で語り尽くすことはできません。簡単にいくつかのことだけを述べることにします。

私が羅州公立国民学校の六年生になったばかりの一九四四年五月、私がまだ数えて一三歳の時でした。日本の憲兵二名と日本人の正木校長が教室に入って来て言いました。「体格が良く頭が良い子が挺身隊として日本に行つて働けば、金もたくさん稼げるし女学校にも入れてやり、帰ってくるときには家一軒買える金を持つて帰れるようになる。だから勤労挺身隊に志願してはどうか。行きたい者は手を挙げろ。」これを聞いて、クラスの全員が手を挙げました。校長先生と担任の先生は十名だけを指名しましたがその中に私も入っていました。

家に帰つて父母に告げると、父母は激怒して幼い娘を日本にやることはできないと頑強に拒絶しました。しかし校長先生は「このような指名を受けたのに行かなければ、警察がお前達の父親を捕まえて閉じ込める」「行く人は父親の印鑑を押さなければならぬ」と言いました。その当時は日本巡査といえは恐ろしくて、「巡査が来る」と言えれば泣く子どもピタリと泣き止む時代でした。行かなければ警察が父親を捕まえ

て行くというのが恐ろしく、幼い思慮で父が寝ている間にこっそり印鑑を持ち出し書類に押し込みました。

約二十日後、松山という朝鮮人の先生の引率で出発した日、父母は見送りにきて泣き崩れました。

幼い私も限らない悲しみの中で、泣く泣く父母と別れ、行つた所は麗水郡庁でした。その時木浦、順天、羅州からも私達と同じような女生徒が約一五〇名来ており、軍楽隊が私達を歓迎してくれました。ここから日本憲兵の引率で船に乗つて下関に渡り、汽車に乗つて名古屋に到着しました。

私が働いたのは、名古屋市南区豊田町にある三菱重工飛行場でした。寒い日も暑い日も神風と書かれたハチマキを、朝から仕事が終わるまで頭に巻いていなければなりませんでした。

私の仕事は、アルコールでアルミニウム製品の錆を取つてペイントを塗り、ヤスリをかけての鼻をまるで錐で刺すかのようでした。手には手袋もなく、手の皮が全部破れて出血し、とても苦しい思いをしました。朝は六時に起き、七時から食堂で食事をし、八時から工場です仕事が始まります。通常は午後五時、夏場は午後六時まで仕事をしました。月に二回休日がありましたが、外出をしたくても二つの理由でどこにも出かけることができませんでした。

外出しようとする監督がハタキで叩くというのが最初の理由です。私達は宿所から食堂、食堂から工場の間を四列に並んで歩くのですが、それさえも日本人班長がついてきて、脇見をしただけでも殴られるので、恐ろしくて前しか見ないで歩いたため、どこがどこだかも分からず、外出できなかつたというのが二つめの理由です。こうして私は休日も外出できずに洗濯ばかりしてました。

宿所は一部屋が六畳でした。出身地ごとに七、八名が一部屋に住みました。年上の子供は寝台で眠り幼い私達は畳の上で眠りました。また、出身地別と年齢別に中隊、小隊、分隊に別れて、まるで軍属のような扱いを受けました。

朝食は、まずい麦を混ぜたご飯に、おかずは梅干し二個だけでした。それでもご飯の分量が少ないので、食事が足りませんでした。昼食は工場の食堂で、福神漬かタクアンでした。夕食はいつも一品だけのおかずで、味噌汁が一週間一度だけつきました。あまりお腹が空くのである日そつと食堂に行き食べ物を探したら、タクアンが目についたので盗み食いをしました。塩辛いタクアンを食べ、ひっきりなしに水を飲んで下痢をしましたが、お金も無く、薬もありませんでした。話をすると叱られそうでも話もできず、苦痛でした。

一九四五年になると、名古屋では、地震が発生し工場が破壊され、一緒に来た羅州の友達二人が死ぬのを見て、とても恐ろしくブルブル震えていた瞬間、私も左肩を強く打ちました。今もその傷痕が残っており、後遺症の痛みは今も消えず私を悩ませています。地震と空襲で工場はなくなり、富山県三菱工場に移りそこでも同

じ仕事をしました。

このような悩みの中でも、校長の言葉通りに女学校に入れるという希望を持ち、監督に「いつから女学校に入れるのですか？」と尋ねても「うん、来月からだな」と言うばかりで、とうとう女学校に入れてくれませんでした。故国で校長や憲兵に言葉に騙されたことへの失望と悔しさに力がぬけ、仕事が更に辛くなり、父母兄弟の恋しさに胸がますます痛み、毎晩泣いてばかりいました。

それだけではありません。お金が必要なので私たちの月給を下さいと言うと、「うん、お前達の給料は全部貯金したので、家に帰る時に一度に払う」と言い、たまにお金をもらっても、そのお金で洗濯石鹸一個、切手一枚、便箋二枚、封筒一枚を買って一銭も残りませんでした。

こうして富山へ行つて七ヶ月して解放になりました。解放されましたが解放の意味も分からず、ただ仕事が無いので変だなと思つていました。その時折よく麗水の友達の父親が探しに来て、監督に何かを話し、会社の班長が私たちを汽車で下関まで連れて行きました。私たちは再び船に乗り、汽車で羅州駅に到着しました。一九四五年十月二十二日、夜十一時のことでした。

家に帰りつくと父に抱かれて言葉も無く泣くばかりでした。懐かしい父母との再会の喜びとお互いが精神的肉体的に経験して来た悲しみがこみ上げて、いつまでも泣きつづけました。父母は幼い娘の私を日本に送り、夜も寝られないほど心配し、解放になつても帰つて来ないので、食事もとらずに心配ばかりしていたそうです。両親の顔がとてやつれて青白い様子に、子供心も痛みました。結局、父は次の年に亡くなりました。

ました。

今思うと、私の父と母は余りにも可哀想でした。娘として胸が痛みます。父母の心はどれほど苦しかったでしょう。動物でもその子を愛します。私の父母も私を心から愛し、慈しみ、大事に育てたのに、二年の間娘のために食べることも寝ることもできないほど心配させられたのです。この精神的被害に対して、日本国と日本人は相應の謝罪をしてこそ、人間の道理と国家の体面が立つと思いません。

私が幼い年に連れて来られた時、父母と別れたその悲しみ。見知らぬ日本に来て腹が減り、ひもじかったそのやるせなさ。手の皮が破れ、血まで出たその痛み。鼻が錐で刺されるような悪臭に悩まされたその苦しみ。いつの日も安心できず地震と空襲の恐怖に落ちたその恐ろしさ。父と母に会いたかつたその恋しさ。それらに耐えて働いた賃金は正当に清算されなければなりません。貯金した私のお金は五十年間の利子とともにきれいに清算されることと信じています。これは私たちが提訴する前に実践すべき日本の義務です。

原告はその時の後遺症で現在も体が苦しく、鼻は蓄膿症に罹り匂いが分ならず、余程注意しなければ御飯を焦がしてしまいます。更に腹立たしく悔しいことは校長と言う教育者が大人でも男でもない幼い女生徒達を甘言を用いて騙し、自分の国に連れて行つて二年間酷使させたこと、半世紀近くたつても賃金もくれないまま隠蔽して知らないふりをしていることです。これは私たちに毎朝、東に向かって見えもしない天皇に最敬礼を強要し、道徳に関する教育を強調した校長として、師弟間にありえない、またあつてはならない蛮行です。道徳的にも法律的にも、

世界のいかなる国に行つて聞いてもみても、恥ずべきことと言わなければなりません。

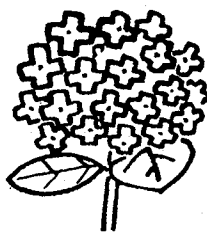
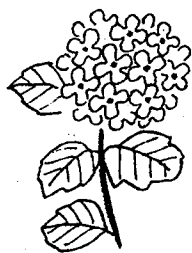
また、馬や犬を飼っている主人は動物にも水を飲ませ飼料を腹一杯与え、風呂に入れてやつて育てやるのに、我々は人権を蹂躪されたまま人間らしい待遇も受けられず、牛馬にも及ばない冷遇と虐待を受けたのです。

しかも、私たちは挺身隊という名前のために、この社会に堂々と立つことのできない存在になりました。結婚も両班の家とはできないという烙印が押されたのです。

これらすべてが頭に浮かぶ時、夜も眠ることができず、日本人をすべて殺しても「恨」が解けることはないと思えます。

裁判長と、娘を持つこの世のすべての父親と母親に訴えます。万一、あなたの幼い娘がこのような境遇に置かれたと、立場を変えて考えて見て下さい。

裁判長が正義に立脚した正しい判断を下されることを私は切に期待しております。



第五回口頭弁論・追加訴状

「永野発言は人格侵害」

元従軍慰安婦 賠償請求額増やす
下関訴訟原告

永野茂門前法相の戦時中
の従軍慰安婦についての発
言は、慰安婦の「人格と名
誉を侵害した」として、山
口地裁下関支部（前川豪志
判）が賠償請求額を一人百万
円、計三百万円増額する追
加申立書を二十日、提出し
た。法務省によると、前法
相の発言が訴訟の対象にな
ったのは初めて、という。

申立書によると、永野前
法相は五月三日、従軍慰安
婦問題について「当時の公
娼（こうじょう）であつ
た。現在の目で見ても、女性
蔑視（べっし）とか、韓国
人差別とはいえない」と発
言。人格の尊厳をかけて、
償いを求めてきた原告らの
人格と名誉を侵害した。

原告側代理人は「公娼と
いうことで、原告が任意の
募集に応じたかのような印
象を与える」と話してい
る。原告十人のうち、従軍
慰安婦三人について、賠償
請求額を増額。残り七人
は、女子勤労挺身（せいしん）
隊員だった、という。

1994年6月21日

「朝日新聞」朝刊より



訴の追加申立書

平成四年(ワ)第三四九号事件 原告 河順女
右 同 事 件 原告 朴頭理

平成五年(ワ)第三七三号事件 原告 李順徳
右 各 事 件 被告 国

右当事者間の貴庁平成四年(ワ)第三四
九号事件及び平成五年(ワ)第三七三号事
件について、右原告ら三名は、次のとおり
訴を追加する。

一九九四年六月二〇日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 李 博盛

同 山本晴太

同 山崎吉男

山口地方裁判所

下関支部御中

訴訟物の価格 金三〇〇万円
貼用印紙額 金二万二、六〇〇円

請求の趣旨

一 被告は、原告河順女、同朴頭理及び李
順徳に対して、各自金一〇〇万円並びに同
各金員に対する本訴状送達の日翌日から
支払済みまで年五分の割合による金員を
支払え

二 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

一一九九四年五月三日、当時の被告の法
務大臣であった長野茂門（以下、「長野
前法相」という。）は、共同通信のイン

タビューにおいて従軍慰安婦問題につい
て、「当時の公娼であつたし、それを現
在の目で見ても、女性蔑視とか、韓国人差
別とはいえない」と発言した（以下、「公
娼発言」という。）。

二 公娼発言は、同時になされた南京大虐
殺でつちあげ発言とともに、右同月五日
の新聞朝刊で報道され、またたく間に日
本国内に知れわたり、そして韓国を含む
アジア各国に報道され、原告らも当然に
知るところとなつた。

原告らは、いずれも強制的に従軍慰安
婦として連行され、非人道的な扱いを受
けたと、一貫して主張し続け、その人格
の尊厳をかけて、被告に対して、償いと
謝罪を求めてきたのであり、公娼発言が、

原告らの人格及び名譽を侵害したことは論を待たない。

三 公娼発言以前のごく数年間、従軍慰安婦問題を含め日本国の戦後補償ないし戦争責任問題は、政府の重要な政治課題となり、この問題に関する総理大臣、国務大臣、国会議員等の発言は、単なる私的見解で終始することではなく、外交問題になることは勿論、公にその存在を表明している戦争被害者らの利益不利益に直接的に影響を及ぼすことにまでなっている。

かかる影響力がある公務員の発言は、「公権力の行使」(国家賠償法一条一項)に該当する。

この点、公娼発言の影響力は、これを直す様にマスコミが報じ、韓国政府が即抗議したことからも、私的見解の域に留まるものではなく、元従軍慰安婦であったとして、本件訴訟提起以来、その氏名、姿を法廷、集会、新聞・テレビ等において広く公衆の知るところとなっていた原告らの人格に直接的に影響を与えるものであるから、公娼発言は、「公権力の行使」にあたる。

四 法務大臣は、国が当事者となる裁判において国を代表する職務を行うところ、

同裁判に密接に関わる事項を、裁判外であっても報道機関のインタビューなど公けの立場で発言することは、職務に関連する行為と言える。

この点、公娼発言は、永野前法相が法務大臣の地位にありながら、現に係属している本件従軍慰安婦裁判に密接に関わる事項を、共同通信という報道機関に発言したものであるから、職務に関連する行為といえる。

五 永野前法相は、法務大臣に任命されるだけの識見を有しているのであるから従軍慰安婦の右政府発表や、国家賠償請求訴訟が提起されていることや、原告らを含めた多くの元従軍慰安婦の女性が名乗りを上げていること、公娼発言により同女性らの名譽を侵害することを十二分に認識していたはずである。

六 公娼発言の違法性は、その内容から明らかである。

被告は、一九九三年に、元従軍慰安婦への聞き取り調査等を行い、河野官房長官談話として、同調査結果を発表し、従

軍慰安婦の募集に被告官憲が加担し、強制的な手段により募集した事実や、慰安所の開設・整備・管理に旧日本軍が関与していた事実を認めた。

また、被告は、本件訴訟においても、右調査結果に沿う内容の答弁をしている。(一九九三年一月二三日準備書面一)。

従軍慰安婦に関する調査結果、政府見解、国の答弁がなされてきた過程の末で、これらに逆行する公娼発言をすることは、明らかに社会通念上正当性を欠き違法である。

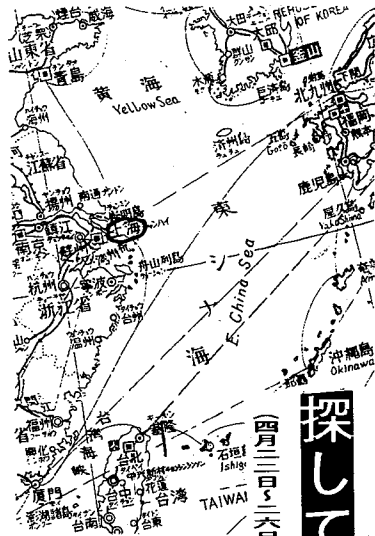
七 原告らが、公娼発言によりその人格及び名譽を侵害されたことによる損害は、金銭的に評価することは困難であるが、損害の一部として、原告一人につき金一〇〇万円を請求する。

八 よって、原告らは、被告に対して、国家賠償法に基づく損害賠償として各自金一〇〇万円及びこれに対する本申請書送達の日の日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の請求をするものである。

弁護士・角くは今日お休みです。 〇〇二

上海の元慰安所を

探して



井浦真須己

福岡から上海へ

河順女（ハ・スンニョ）さん、李順徳（イ・スンドク）さんの証言を立証するために、私と金文淑さんと張さんの三人は、支援する会の会員、弁護士の方々と、そして何よりも原告のハルモニたちの期待を一心に受け、プレッシャーを感じながらゴールデンウィーク前の静かな福岡空港を飛び立った。上海空港の空は、私たちの調査の困難さを知っているのかとく、厚い雲に覆われていた。しかし、張さんの親類のあたたかい笑顔がその不安と外国にきた不安感を一遍にふき飛ばしてくれた。と同時に明日からの調査に対するやる気が湧いてくるような気がした。

今回の調査は、河順女さん、李順徳さんのお二人とも、一九三七年の第二次「上海事変」から一九三八年の南京大虐殺の年には上海で「慰安所」をさせられていたとの記憶を元に、麻生元陸軍大尉の著書「上海より上海へ」に書かれている一九三八年上海にあった二つの陸軍慰安所跡を探すことが主たる目的であった。江湾領にある民間人経営の陸軍指定慰安所と軍工路の近くの陸軍直営の慰安所の二ヶ所である。河順女さんの「私は呉淞路（ウースンルー）の近くにいた」との記憶に従って、その街並みと、更には上海の主な昔の建物をビデオに収めてくる予定だった。

陸軍慰安所跡を探して

探して

●調査事項について

一、上海駅（現在は上海北駅）

現在は鉄道も道路に寸断され、ほとんど昔の駅としての面影はない。

二、呉淞路（突然、河順女さんが

思い出した地名

元日本人街があったところであるが、現在表通りには建物の改修が行われていた。中にはいるとかなり昔のまま保存されているが、人目があるため撮影が難しい。

三、公平路

「海乃家」（海軍慰安所）があったところで、現在でもそのまま残っている。ビデオ撮影は表は出来たが、中はあまり撮影できなかった。日本人に対する嫌悪感が強く、深く聞き出すことはできなかった。

四、横浜橋周辺

この橋は今も残っていたが、この付近は建築物が建て直されはじめていた。橋の直ぐ裏の民家が古い建物だったので、撮影してきた。

五、ガエデンブリッジ

一九〇七年に建設された橋がそのままの状態が残っている。「外白渡橋」という名前からも判るように、外国人だけしか渡れない橋であった。一九九二年に改築されているが、どのような改築なのかは不明。

六、茶々茶橋

これも当時のまま残っている。この近くに建物も現存しているので撮影してきた。特に時計が付いている現在の郵便局の建物は印象的であったので長く撮影した。

七、北四川路

海軍陸戦隊本部跡、海軍陸戦隊病院跡、日本人学校跡を中心に周辺の古い建物を撮影してきた。

八、其美路（現在の公平路）

慰安婦たちが身体検査を受けたとされる小学校を張さんの母親の協力で探し出した。現在は、幸福村小学校と名前が変わっていて、しかも、一九九二年に建て変わっていた。校長先生に昔の写真があれば連絡をしていただくよう依頼した。

九、軍王路

夕闇せまる中。タクシーの中からの撮影だったため現地での聞き取り調査が出来なかった。また、現地が思っていた以上に変わっていて新興団地や工場が建ち並んでいた。古い建物も若干残っていたが、しかし、時間的余裕がなく詳しい聞き取り調査ができなかったのは悔が残る。

十、江湾鎮

書籍「上海から上海へ」の中で民間の慰安所があったとされる場所で、道を尋ねようと入った派出所がなんと元の慰安所だった。偶然とは恐ろしいと、この時ほど思ったことはない。

魯迅公園での出来事

(二日目)

私たち一行は、江湾鎮を特定しようと北四川路を北上し、魯迅公園の入口で道を尋ねようとしたところ、韓国のお土産売り場があり、その店員さんに金さんが今回の事

情を説明したところ、今、上海で暮らしている元慰安婦のハルモニを知っているとのことであった。それも二人だということで、慰安所の特定に重大なカギを握っていると直感し、二日後に会うこととなった。

元慰安婦ハルモニの聞き取り

(四日目)

金さんが聞き取りを行った。これもビデオには撮影しているが、ハングルで話されているので、私にはネー(はい)とイルボン(日本)ぐらいしかわからなかった。(詳しくは録音テープとビデオを聞いて下さい)

結局、上海で慰安婦をさせられていたのではなく、別のところでさせられ、現在上海に住んでいるとのことだった。

そのハルモニたちもやはり、生まれ故郷に帰りたいと願っているとのことであった。金さんもその願いをどうにかして応えてやりたいと何度もおっしゃっていた。

おわり

(決意をあらたに)

簡単ではありますが、金さん、張さん、私の慰安所特定の旅の調査報告は以上のとおりですが、やはり、戦後四九年を経過し

ていることや中国国内で従軍慰安婦問題が民間レベルで話題にされるのが難しい状況もあることから、今回裁判の重要な資料となるような映像や証言が得られなかったのは非常に残念に思っています。しかし、上海のすみずみまで見て回ったことは、私にとって、また、会にとっても今後の貴重な財産になると強く信じていますし、そうさせなければならぬと決意を新たにしているところです。

今後とも、松岡代表や会の皆さんとともに手をとりあい、仙台に帰ってしまった佐藤さんの口ぐせである「ハルモニたちの思いをいつも考えなければ。」を自分の心の支えとしてがんばって行きたいと思っております。今後とも会員の皆さんのご指導をおねがいします。

最後になりましたが、腰痛にもかかわらず、私を引っ張っていただき、いつも先頭に立って調査をされました金さん、久し振りの里帰りなのに朝から夜まで私たちの調査に積極的に関わっていただいた張さんと、快く張さんを私たちに貸していただいた家族のみなさん、本当にありがとうございます。書面を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

戦後補償を求める

ハルモニ達の闘い

花房俊雄

■被対協のハルモニ達の闘い

五月二四日、韓国の「現生存者強制軍隊慰安婦被害者対策協議会」（通称・被対協）に属するハルモニ達一五人が来日した。「従軍慰安婦」と名乗り出て三年、仲間が次々と逝く中、「もうこれ以上待てない」と被害者達自身の会を結成（現在四八人）し、直接日本政府との交渉を求め、懐に短刀を潜めて、決死の覚悟での来日であった。

翌二五日、羽田孜総理に面会を申し入れ、二七日その回答を聞くため総理府を訪れた一行を待ち受けていたのは冷たく閉じられた鉄の門でした。抗議のハルモニ達は警備員らに寄ってたかって押し出され、中には職員にひじて胸を突かれ、全治一ヶ月の傷害を受けたハルモニすらいいたのです。その前日の二六日、皇居・二重橋を訪れた一行には、五〇人を越える警官が阻止戦をはかり、天皇の謝罪を求めた横断幕を奪いにかかり、もみ合う中で、意識を失うハルモニも出ました。



このような日本政府による容赦のない拒絶によって、宮沢元総理に始まって、細川・羽田に至る三代の首相の彼女達に対する謝罪が心にもない外交辞令にしかすぎなかったことを思いしらされたのです。

六月三日、離日に当たって次のような声明文を発した。「私たちの目前で腹をかって謝罪すべきは、天皇をはじめとする戦争犯罪者であり、戦後責任を放置し、心にもない口先だけの謝罪で、免罪をはかろうとした日本政府の政権担当者自身であります。なぜ、今日まで生き延びてきた私たちの命を、この者達への抗議のために自ら絶つことができましょう。」

私たちは、百年、いや二百年、三百年、鬼神（クイシン）となつて生き永らえて、侵略への道を再び行く日本を告発し続けます。」

彼女達がどんなにか深い失望と、怒りを抱いて疲れはてて帰っていったかを思うと、

戦後補償の運動を担う私達の力のなさにいたたまれない思いです。

■韓国・太平洋戦争犠牲者遺族会を

先頭に立ち闘い

東京の市民団体、労組、護憲連合などが、六月六日、韓国・遺族会から、元「慰安婦」九人、元軍属一人、遺族一五人と、在日の慰安婦裁判原告の宋神道さん、フィリピンのF・ダビットさんらを迎えて、「今こそ戦後補償の実現を！」の集会を開いた。社会党の村山富市委員長、さきがけの鳩山由紀夫氏も出席し、戦後補償の実現の遅れを詫び、取り組みの強化を約束した。集会后、六百人が外務省に向けてデモを行った。

翌七日、八日、の両日、被害者達は国会入り込みを終日行い、政府交渉を求めた。社会党をはじめ、二〇人以上の議員がかけつけ、訴えに耳を傾け、激励した。連日百人を超す支援者がかかわつての行動であった。

座り込みを動かされた社会党議員の尽力で九日、韓国・フィリピン・在日の元「慰安婦」一人が羽田首相と国会内で会うことができた。「国会見学」の名目で院内に入った元「慰安婦」達に、予算委員会

を終えて出て来た羽田首相が廊下で会うという変則的な出会いであった。首相は一人一人と握手しながら、「皆様にはほんとにご苦労をおかけしましたねえ」と声をかけ、元「慰安婦」もそれぞれ「早く解決して下さい」と訴えた。時間にして約三分間の面談だった。

■政府の解決策は？

六月一〇日、被害者達と内閣外政審議室の谷野局長との間で話し合いがもたれた。元「慰安婦」達は「一人一人への謝罪と個人補償を来年度予算に盛り込むこと」、元軍属や遺族は、「旧植民地の軍人軍属の遺骨収拾と現地追悼の来年度予算実施」を求めたが、明確な回答は何一つなされなかった。

六月二日、NHKが、「慰安婦」問題の解決に向け、政府は基金を設け、青少年や、女性の交流促進を検討中とのニュースを繰り返し流した。日本経済新聞も六月六日夕刊で同趣旨の記事を掲載した。外務省は誤報と否定したが、「慰安婦」問題について、「補償に代わる措置」の内容が検討されているのは事実らしく、当事者への個人補償とはほど遠い内容のようである。

■朝鮮学校の生徒達への暴行相づく

先日、釜山挺対協の金文淑さんより電話がかかってきた。「最近の日本はどうなってるの。北朝鮮の核のことばかり大きくとりあげて、まるで制裁をあおっているようだ。戦争になって一番被害にあうのは韓国人達なんだよ。この前の戦争の犠牲者への補償もしないで。朝鮮人学校の生徒達に対する暴行もエスカレートしてるようだし、昔となんにも変わってないよ。裁判なんかしても意味がないと、ばあちゃん達は悲しんでいる。」いつもの文淑さんに似合わず暗くしずんだ声であった。

六月六日、京都府警が突如大量の機動隊を動員して、学校用地の買収無届けを理由に総連京都本部など二七ヶ所を強制捜索し、すでに届け出ていたことが判明した後もなお捜索が続行されたニュースには慄然とする。総連による三千人の抗議にも「捜査は適法だった」と謝罪を拒否する警察の態度に、北朝鮮系の人達を敵国人とみなし、何をしてもかまわないという態度すらうかがえる。一方朝鮮人学校に通う女生徒達のチマチョゴリを刃物で切り裂いたりする暴行が三月以降一二〇件も起きています。官民あがての、在日朝鮮人への差別的暴行に、日本社会に巣喰う民族差別の根深さを思いし

らされる。

テレビも新聞も、北朝鮮の「核疑惑」のことばかり連日大きく取り上げ、元「慰安婦」達の二度にわたる対政府交渉の行動も、限りなく小さく扱われるか、無視されてしまった。

■田中宏さん講演会の成功を、

そして行動を！

戦争責任をあいまいにした、かつての、平和憲法に対する「逆コース」が朝鮮戦争によって決定づけられ、今また韓国やアジア各地の戦争犠牲者達の戦後責任を求める声が、朝鮮半島の危機をテコにした「第二の逆コース」によって圧殺される事態を許してはならない。

来る七月九日の田中宏さんの講演会に一人でも多くの方が参加していただき、アジアの戦争犠牲者の視点から敗戦後四九年をふり返り、戦後補償の実現を通じた日本とアジアの共生の未来を真剣に探りたいと思います。

八月一五日、敗戦四九周年の日、街頭にて戦後補償を求める行動を起こしたいと、講演会賛同団体の人達と協議を重ねているところです。

イ スノドク
李 順徳さんの本人尋問

第6回 口頭弁論
9月5日(月)
午後1時30分

いよいよ本人尋問が始まります。
李順徳さんは1937年頃から上海で「従軍慰安婦」を強いられた。軍人に蹴られた腹の傷も生々しい。視力も衰えているが、しんのしっかりしたハルモニです。

多数の傍聴を
お願いいたします。

山口地裁下関支部

下関市上田中町8-2-2
0832-22-4076
JR山陽本線下関駅から北浦線(または東駅を通るバス)山之口下車
自動車の場合は棕野(むくの)トンネル付近で尋ねること
福岡の人は車で一緒にいきましょう。
集合場所:九州キリスト教会館
集合時間:午前10時30分

「関釜裁判を支援する会」活動日誌(5)

1994年

- 5月15日 原告 梁錦徳さん来日
弁護士と打ち合せ
支援する会と交流会
- 5月16日 第4回口頭弁論
裁判報告集会(下関大韓キリスト教会)
- 5月24日 第13回定例会(九州キリスト教会館)
- 5月27日 ニュース6号 編集作業
- 6月4日 田中宏さん講演会に向けて賛同団体との打ち合わせ
- 6月14日 第14回定例会(九州キリスト教会館)
- 6月17日 田中宏さん講演会に向け賛同団体との打ち合わせ
~8月15日集会デモを申し合わせる
- 6月18日 ニュース6号 編集作業
- 6月19日 ニュース6号 編集作業
- 6月20日 第5回口頭弁論

田中宏さん講演会

「戦後責任とアジア」
-戦後補償と歴史認識について-
7月9日(土)午後6時~9時
大名町カトリック教会 1F

「謝罪賠償基本法」についての検討会

(アジア太平洋戦争犠牲者への)
-田中宏さん・弁護士を囲んで-
7月9日(土)午後1時~4時
九州キリスト教会館

今年度の会費まだの方!お願いします。

5月、6月みなさまよりの会費やカンパをお寄せいただきありがとうございます。敗戦50年をめぐりに戦後補償の運動はこの1年が山場になります。一層のご協力をお願いします。ボーナスカンパもよろしく!!
事務の手続き上、振り込み用紙は一律に同封しています。ご容赦ください。

みなさん御協力を
田中宏さん講演会に向けての資料作成と
打ち合せ
7月1日(金)午後6時30分より
九州キリスト教会館 2F

★ブルデンウイークに韓国を旅行しました。あちこちで韓国の方々の親切を受け、心に残る旅でした。(15)

★ワープロを打つとみれなく
おいしいごはんがついてくる。
花房さんいつもありがとう
ございます!!(TAKU)

ワープロ様さままで、
山本さん
たすけて!!
by 花房

明大がつぶやく 5